

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 藤間 博之	電話番号	0852-22-6320
---------------------	--------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実
目的	○虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	
里親登録数	目標値		87.00	93.00	84.00	90.00	世帯	就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合（年間）	目標値		80.00	80.00	80.00	80.00	%	
	取組目標値					100.00			取組目標値							
	実績値	87.00	91.00	96.00	95.00				実績値	78.60	81.10	72.00	76.10			
	達成率		104.60	103.20	113.10				%	達成率		101.40	90.00	95.20		
定性目標	目標値						%	%	目標値						%	
	取組目標値								取組目標値							
	実績値								実績値							
	達成率								%	達成率						%
定性目標	平成24年度～平成27年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	<p>○里親登録数については、平成26年度が登録更新時期にあたり、高齢化等の理由により14世帯が登録削除した。一方で、各地区里親会や関係機関が連携して新規里親登録の拡大に向けた普及啓発活動に継続的に取り組んだ結果、新規登録が13世帯あり、里親登録数は95世帯となった。</p> <p>○母子家庭等の自立支援については、無料職業紹介を行った59人のうちの43人、自立支援プログラムを策定した54人のうち43人が就業につながり、就業支援により就職に結びついた割合は、76.1%であった。</p> <p>◎数値目標の再設定 「里親登録数」H27年度：90世帯→100世帯に再設定 考え方：H26年度末に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」において、里親委託児童数の目標値を、H26年度末45人→H31年度末65人としている。これを達成するために必要な里親登録数を推計すると127世帯となり、これを基にH27年度の数値目標を再設定した。</p>															

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>○平成26年度の児童相談件数は、児童相談所2,952件、市町村923件で、前年度に比べそれぞれ259件増、86件増であった。新規児童虐待認定件数は、305件（前年度196件）で、年度ごとの変動はあるものの300件前後で横ばいの状態である。</p> <p>○H27年3月に「島根県社会的養護体制推進計画」を策定し、「家庭的養護の推進」「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成」「自立支援の充実」などを柱とした今後の方向性を定めた。（平成26年度末社会的養護児童数：里親委託45人、乳児院18名、児童自立支援施設21名、児童養護施設140名、情緒障害児短期治療施設16名）</p> <p>○母子家庭等の自立支援については、県母子会・市町村・ハローワーク等労働関係機関や民間企業との連携によるきめ細やかで継続的な就労支援により86名（前年度72人）が就業につながった。</p> <p>○厳しい雇用情勢を背景に、母子寡婦福祉資金利用者は増え続けており、中でも子の進学関係の貸付が件数、金額ともに9割を超えている。平成26年10月から支援対象を拡大し、父子家庭も貸付対象とした。</p>
---	--

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	○市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育、母子家庭等の自立支援に向けた取組みにより、一定の成果をあげることができた。引き続き、市町村の相談支援体制充実のための支援、里親委託の促進、母子家庭等の自立支援のための関係機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。

⑤課題の認識

(1)平成27年度末の施策目的の達成状況(予測)	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
(2)施策の目的達成に向けての課題		<p>①児童相談については、複雑・困難化している相談内容に対応するため、児童相談所や市町村の相談支援機能を一層充実するほか、関係機関相互の連携を強化していく必要がある。また、児童虐待防止にむけ、引き続き県民に対する啓発を行う必要がある。</p> <p>②社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、家庭的養護の推進、被虐待児や発達障がい等を有する児童など特性に応じたケア体制の充実、処遇環境の整備等を行っていく必要がある。</p> <p>③里親については、社会的養護が必要な児童をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため里親委託を促進することとしているが、そのためには里親登録数を増やしていく必要がある。また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親支援を充実させる必要がある。</p> <p>④母子家庭等の自立支援については、厳しい経済・雇用情勢が続く中、生活安定や就業に結び付くよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>①児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図っていく。また、市町村職員及び要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修等を引き続き実施し、専門性の向上と市町村の相談支援体制の強化を図る。児童虐待防止にむけ、引き続き県民に対する啓発を行う。</p> <p>②社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進していく。</p> <p>③里親については、里親委託促進に向けて里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村等の関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行う。また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親に対する支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施等里親支援の充実を図る。</p> <p>④母子家庭等の自立支援については、ひとり親家庭の生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子自立支援員、ハローワーク等関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。</p>
---------------------	--